

平成15年8月20日

各位

会社名 京セラ株式会社
代表者名 代表取締役社長 西口 泰夫
(コード番号 6971)
問合せ先 執行役員常務 石田 秀樹
(TEL 075-604-3550)

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

平成15年8月20日開催の当社取締役会において、当社第49期定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づきストックオプション付与を目的として発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成15年9月1日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権の発行日 平成15年9月1日(予定)
2. 新株予約権の発行数 10,701個(新株予約権1個につき当社普通株式100株が目的となる。)
3. 新株予約権の発行価額 無償
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式1,070,100株
5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(以下「行使価額」という) 未定
(新株予約権1個当たりの行使に際して払込みをなすべき行使価額は、株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
払込金額は、次の ① の金額のいずれか高い金額とする。
① 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)
② 新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。))
6. 新株予約権の行使期間 平成15年10月1日から平成20年9月30日まで
7. 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または

当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。

当社の報償委員会が特に認めた場合は、上記と異なる条件で権利を行使することができる。

その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうちの資本組入額	未定 (発行価額のうちの資本組入額は、払込価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、その端数を切り上げた金額とする。)
9. 新株予約権の割当てを受ける者	当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員 999名 当社国内子会社の取締役、監査役及び従業員 259名 当社海外子会社の取締役、役員及び従業員 132名 合計 1,390名

【ご参考】

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1)定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 15 年 4 月 25 日 |
| (2)定時株主総会の決議日 | 平成 15 年 6 月 25 日 |

以 上